**○内閣府告示第百四十五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　人にやさしく、安全で元気に暮らせるまちづくり計画

二　地域再生計画の名称　岡崎市

三　地域再生計画の区域の範囲　岡崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百四十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び豊田市

二　地域再生計画の名称　とよた「暮らし満足都市」地域交流計画

三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百四十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び新城市

二　地域再生計画の名称　「山の湊」しんしろ活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新城市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百四十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、愛西市及び弥富市

二　地域再生計画の名称　自然と都市が調和する心豊かに暮らせるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　愛西市及び弥富市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百四十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村

二　地域再生計画の名称　水と緑あふれる奥三河活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　江南市

二　地域再生計画の名称　みんなでつくる持続可能で快適な生活環境づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　江南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩倉市

二　地域再生計画の名称　住んでい～わと言われる「健康で明るい緑の文化都市」岩倉創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩倉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県、津市及び松阪市並びに三重県北牟婁郡紀北町

二　地域再生計画の名称　地産地消運動を支える道路整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　松阪市並びに三重県多気郡多気町及び大台町、度会郡度会町、大紀町及び南伊勢町並びに北牟婁郡紀北町の全域並びに津市の区域の一部（美杉地域及び一志地域を除く。）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び三重県南牟婁郡紀宝町

二　地域再生計画の名称　道路ネットワークの整備による安心・安全な住み良いまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県南牟婁郡紀宝町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊勢市

二　地域再生計画の名称　清らかな森と水のまちづくり、いせの水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊勢市の全域